

平成27年2月10日

インフレスライド条項の運用について

一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（名古屋市工事請負契約約款第24条第6項等）を次のとおり適用します。

1 対象契約

次の（１）、（２）いずれにもあてはまる契約

（１）平成27年1月31日以前に契約を締結した工事

（２）「２」に定める残工期が「３」に定める基準日から原則として2カ月以上ある契約

2 残工期

「３」に定める基準日以降の工事期間

3 基準日

発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日（変更協議の請求日とすることを基本とします。）

4 請負代金額の変更額（スライド額）の考え方

スライド額は、残工事分にかかる当初の請負代金額と、基準日の賃金等を基に積算した残工事分にかかる請負代金相当額の差額のうち、変更前の残工事額の1%に相当する金額を超える額とする。

5 その他

「１」に定める対象契約に該当する可能性のある受注者に対しては、インフレスライド条項に基づいた対応が可能となる場合があることを、本市から個別に説明をさせていただきます。